

証拠収集手続の拡充等を中心とした
民事訴訟法制の見直しのための研究会
(第24回)

日時 令和6年5月9日(木) 18:15～
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室
*オンライン併用にて開催

○座長 それでは定刻ですので、本日の研究会を開会いたします。本日は資料 24 の議論に入りたいと考えています。まず資料全体について、ご説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明します。資料 24 では、民事訴訟手続における情報及び証拠の取扱いを取り上げています。その内容については、後ほど担当者から説明を差し上げますが、今回の資料は、これまでとは少し異なる視点による検討を提示させていただいていますので、最初に私から今回の資料の趣旨等について説明をさせていただきたいと思います。

本研究会では、これまで民事訴訟手続において、当事者が必要な情報及び証拠を収集する手段を強化することや、裁判所に必要な情報及び証拠がより適切に提出されるようにすることを中心に議論していただきました。そこでの議論を踏まえ、裁判所に提出された証拠や当事者に開示された情報に含まれる秘密を適切に保護することは提出や開示に関する規律の見直しと併せて検討すべき問題であり、これによって提出や開示を促進することにつながるのではないかと考えられるところです。

資料 24 の第 1 では、そのような観点から開示・提出された情報及び証拠の取扱いに関する問題を本研究会で取り上げることにについて問題提起をさせていただくものです。

第 2 では、さらに視点を広げまして民事訴訟手続における秘密の保護に関する規律を考えたときに、そもそも裁判所に提出したり当事者に開示したりしないことができるという段階もあれば、訴訟記録となった後に閲覧等制限などによってそれにアクセスできるものを限定する段階があり、更にはアクセスしたものにその秘密保持義務を課すというようなことも考えられるかと思います。その秘密の種類や性質によりまして、現行法上、どの段階で、どのような規律で保護されているのかというのは、ご承知のようにいろいろと異なります。その全体像を整理させていただいた上で、第 1 でご議論いただいた点も含め、情報及び証拠に含まれる秘密の保護に関する規律について検討する場合の論点として、どのようなものが考えられるのかというのが第 2 の趣旨になります。

全体の進行としては、まず第 1 をもとに開示・提出された情報及び証拠の取扱いをこの研究会で取り上げることにについてご議論いただきまして、その点も踏まえ、第 2 をもとに秘密の保護に関する規律について検討する場合の論点についてご議論をいただければと考えています。

なお、この情報及び証拠の取扱いに関する問題を正面から取り上げるのは本日が初めてとなりますので、今回が実質的な第一読会というような形でご理解いただければと思います。本日、ご指摘いただいた論点について、更に今後、二読の機会を設けていただくことを考えていますので、本日はその前提でご議論いただければと思います。配付資料についての総論的な説明は以上になります。

○座長 ありがとうございます。資料全体についてのご説明をいただきました。よろしければ、内容に入っていきたいと思います。それでは、まず資料 24 の第 1、「開示・提出された情報及び証拠の取扱いについて」ですが、内容的な説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明します。第 1、「開示・提出された情報及び証拠の取扱いについて」は、

裁判所に提出されたり当事者に開示されたりするものの取扱い、特にそれらに含まれる秘密の適切な保護に関する問題を本研究会で検討することについて取り上げるものです。

1 ページの 1 の「本研究会における指摘等」では、これまでの本研究会においてご議論いただいたところや、ヒアリングにおいて、この問題についてご指摘・ご示唆いただいたことなどを簡単にまとめています。

2 ページ以降の「若干の検討」ですが、(1)の「現行法の制度」で、現行法の下での民事訴訟の手続における訴訟記録等の閲覧及び謄写等に関する規律の概要を簡単に整理をした後、(2)で「社会情勢の変化等を踏まえた近時の法整備」として、近時の法改正や刑事訴訟における閲覧等に関する規律について、また(3)の「諸外国の法制」で、諸外国における訴訟記録の閲覧等に関する法制についてご紹介をしているところです。

その上で 7 ページ(4)の「小括」で、秘密を適切に保護することによって、民事訴訟における情報及び証拠の開示や提出を促進するというような観点から、訴訟記録等の閲覧等や秘密保持に関する規律を本研究会で検討課題として取り上げることにについて、ご議論いただければと考えています。説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました第 1 について、いつものようにどの点からでも、どなたからでもご議論いただければと思います。

○委員 7 ページ(4)「小括」という所に、正に第 1 のエッセンスが書かれているのだろうなと思っています。日弁連としても情報・証拠の開示の拡大を図るということの表裏の関係として、開示された証拠について一定の要件の下で秘密の適切な保護を図るということが不可欠と考えています。それが、正にこの小括の第 1 段落に書かれている情報及び証拠の開示や裁判所への提出をし易くさせるということで、より促進につながるものと考えています。この制度について、きめ細かく議論する必要があるのであろうと考えているところです。

○委員 この問題を研究会で議論することについては、重要な課題であると思っています。それで、どこから議論したらいいかですが、2 ページに前提として掲げられているように「憲法 82 条は、必ずしも訴訟記録の一般公開まで要求するものではない」と。言い換えると、一般第三者に対して訴訟記録の閲覧の具体的な憲法上の権利まで保障されているかどうかということは、定かではない。むしろそれは、具体的な権利としては保障されていないのではないかとも思われるのですが、このような大前提の所を固めた上で、第三者に対する閲覧制限をどのような形で、既にいろいろな規律があるわけですが、その組立てをもう一度見直す、そういう視点で考えてみてはいかがかと思っています。

それとの関係で、既に氏名、住所の秘匿の所でも問題になったところですが、92 条 3 項でもそうですが、秘密性が欠けたことを理由にして、一般第三者であっても閲覧制限の解除を求める権利が、広く保障されているという組み立てが本当によかったのかということは、もう一回改めて検討し直す必要がある論点ではないかなと前から思っています。ちょっと今回の議論とはずれるかもしれませんが、そのような意見を持っていますので申し上げ

げました。以上です。

○座長 ありがとうございます。記録の閲覧・謄写の部分についてのご意見、あるいは問題提起ということかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 あまり考えがまとまっていないのですが、とりあえず思い付いていることとして2点あげておきます。1つは、先ほど委員がおっしゃられたことは確かに非常に重要で、前提をしっかり固めた上でないと議論を進めるのは難しいのではないかと思う一方で、5、6ページの辺りを見ると、かなり諸外国においても原則的なラインがさまざま異なっているようにも見えます。そういう中で、前提に関する合意形成のようなことが本当にできるのかというのが、ちょっと難しいものであるのではないかという感じもしています。外国を別にしても、日本法におけるベースラインというもののについての共通了解というものが本当にあるのかどうかもよく分かりませんし、議論をすればそれが作れるというものなのかもちょっとよく分からないなという中で、しかし議論はしなければならないとすると、どういうふうに進めたらいいのだろうというのは、委員に賛成しつつ、どうやったらそれができるかというのがちょっと分からないなという感想を持ちました。

もう1点は、そのことに少し関係をしまして、情報や証拠を出しやすくするために、その情報の取扱いのルールを考える、そういう建付けがそのベースラインとの関係でどうなのかということが、ちょっとあります。基本的には公開がベースラインだというふうに考えたときには、隠す理由がしっかりあって、その理由の及ぶ範囲内でのみ隠すことが正当化され、そして過剰に隠してはいけないということになるかと思います。他方で、これは基本的に立法政策の問題だというふうに考えれば、必ずしも必要最小限でなくとも、もっと隠すといいますか、あまり情報が広がらない、拡散されないというセーフハーバーを政策的に設けてあげないと必要な情報が出てきにくいということから、セーフハーバーを強化すべきであるというような、そういう議論もしやすくなるように思われます。どちらの、あるいは何か中間的なものも含めて、どのような立場を出発点に置くのが正しいかというのも個人的にはまだちょっとよく分からないのですが、情報を、訴訟で利用できるように提出ないし開示するという意味において出させやすくする、という目的というか課題が大きくあり、その傘の下でこの問題を議論すること自体、一定のバイアスをはらんでいるというふうに外部、とりわけ情報の公開を重要視するような立場の人からは、見られてしまう懸念があるような気がします。その辺りを、やはりどこに出発点を求めるかということについて少し慎重になる、あるいは議論の必要があるのかなということ、感想ですけれども、とりあえず発言させていただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。大変難しい問題で、今日の資料を拝見したときに何かしゃべれることがあるのかなと思うぐらい難しい問題だと思っております。今、お二人の委員のお話も非常にもっともだなと思って聞いていて、漠然と私もその辺りは大事なことだと思っていたのですが、ではどうすればいいのかという話になってきます。まず憲法82条との関係については、一応この資料にもあるように記録を何人にでも閲覧させなければ

ならないとまで憲法は定めてないのだろうということが、一応の前提で、それが一般的な解釈なのだろうなとは思っていて、その辺りは、前提にせざるを得ない、そうでないと、現行法だって一定の制限はしているわけですから、その辺りは前提にしないと議論が進まないと思っています。そういう意味では、今日の資料の第1の部分は問題指摘として全部意味があると思いますが、やはり第2の所をきめ細かく、先ほど別の委員から出たと思いますが、第2の所が出てこないとなかなか話が進まないという感じもしています。

それから、委員がおっしゃったことで、記録を見せなければ、あるいは当事者であれば秘密保持義務のようなものを課せば、では何でも出していいことになるのかという話になって、やはり一定の制限、当事者だけに知られても困る事柄というのはどうしてもあるのではないかという感じもして、その辺りのバランスというか、どこで調和をさせるのかというのは、結局、具体的な制度を考えていく中で決めざるを得なくて、なかなか抽象的に議論するのは難しいという感想を持っています。

最初に委員からもお話があったのですが、現場で弁護士さんが実務をやっておられる中で、弁護士会としてそういうお考えを持っておられるのであれば、秘密保持、あるいは一般閲覧などが制限されれば、もっと出してもいいのになというような、何かその具体例でも分かればイメージがつかめていいなと思っていました。そういう意味で、先ほどの2点ぐらいは感想なのですが、1点質問として、具体的にきめ細かく議論をする前提として、何か実例でもあれば、アンケートなど、そのような結果も踏まえて教えていただきたいと思いました。これは質問です。

○座長 ありがとうございます。前提という話ですが、今、委員がおっしゃったように、憲法が訴訟記録の公開を要求しているということではないというのは、よろしいですか。憲法の趣旨などと言ったりしますが。

○委員 憲法82条プロパーの問題としてはそうかなと思いますが、アメリカにおいても、この手のことは、裁判の公開というよりは、表現の自由とそこから派生あるいは発展した知る権利の周りの話として理解をされる傾向にあろうかと思いますので、82条に照らしてセーフだという議論だけではちょっと危ないかという気はしていますが、強く反対するという趣旨ではありません。

○座長 他方で、82条そのものの問題でないとしても、立法政策の問題だから何をやってもいいというわけではもちろんないので、合理的な制度を考える必要があるということかと思います。委員からの具体例というご質問があったのですが、もしご対応する用意があればとは思いますが。

○委員 参考資料3、これは度々、私が言及している2012年の日弁連立法提言なのですが、これの第三の一の第1段落において、秘密保持命令制度の立法提言をしています。この中の第1段落の終わりのほうに、「秘密保持命令制度があることによって、文書の所持者としては文書提出義務の存否につき強いて争わずとも提出に比較的応じやすくなるという効果も期待できる」と記載しているところがありますが、これは、この提言書の第一の

三において、自己利用文書の除外事由からの削除を提言していることを受けての記載ですので、自己利用文書などは、その典型例なのかなとは思いますが。

○委員 ちょっと極端なことを申しますと、自己利用文書の典型例である日記や備忘メモなど、そういうものも、もちろん証拠としての必要性があることが前提なのですが、そういうものも、秘密保持命令など、担保となる制度があれば、やはり訴訟に出てきてもいい、そういう感じでお考えだと伺ってよろしいのでしょうか。

○委員 議論が、もう資料 24 の第 2 のほうに入ってしまうのですが、よろしいでしょうか。個別のことにはなってしまいますが、同じく日弁連の立法提言では、現在ある自己利用文書の除外事由からの削除と同時に、第一の五の箇所で、「個人の重大な秘密を理由とする除外事由の新設」を提言してしまっていて、先ほど委員が事例に挙げられた日記などは、ここの検討に当てはまるどころかなとも思っています。ただし、提言では単にその個人の生活上の秘密であれば除外事由になるのではなくて、生活上の重大な秘密であって、それが開示されると社会生活を営むのに著しい支障が生ずるようなおそれがあるものに限定をしています。ですので、日記でそこまでの秘密があるとはなかなか通常考えられないのかなとは印象としては思いますが、そういうふうにも秘密保持についても除外事由として提出させないという段階と、提出はさせるのだけでも秘密保持義務を持たせるという段階と、いろいろな段階の仕分け方があると考えています。

○委員 ありがとうございます。正にこの辺りのことというのは、昔、2012 年頃の民事訴訟法の改正課題のときも、そういう自己利用文書を止めて、この日弁連で書かれているような重大な秘密に著しい支障のようなものでやればいいのかという話もしてまして、1 つの方向かなとも思います。逆に言うと、日記などでも、そのような支障がなければ、その新たな除外事由に当たらないということで、今、委員がおっしゃったように、出てくることになったとして、その場合に、それを秘密保持義務などの対象にまでしなければいけないのかという感じも若干しくはないところです。著しい支障がないのだったら、別にそこまで、秘密の保持をしなければいけないとまでは言えないのではないのかという感じも逆にするわけで、そうすると、やはり最初の話になって、委員がおっしゃったように、この話が本当に拡大とつながっているのかという問題にも関わってくると、これも感想なのですが、思いました。

○委員 私もあまりまだ考えがまとまっていないのですが、基本的に委員の考えていたことにちょっと共感を持っています。出発点は、憲法 82 条が全ての訴訟記録の一般公開を強制するものではないという点は、そうであろうとは思いますが、デフォルトがどちらであるのかという点について、本当にこの研究会でそもそも合意が形成できているのか、し得るのかということがちょっと疑問に感じています。アメリカやイギリスもそうですが、やはりメディアなどを通じて裁判の内容を知る権利が重要でありまして、日本でもそちらからのアプローチもできるので、原則公開なのか、どちらかというと非公開、公開しなくてもよいほうでいくのかという点、出発点をどこに据えるのかというのは非常に重要な問

題であろうかとは思っています。個人的には、原則公開としつつ、どれぐらい制限していくのかという方向で議論していくほうがいいのではないかと考えているところでもあります。

また、いろいろ例を挙げていただいたのですが、本当にこういう秘密を保護するための措置を講ずることによって、自己利用文書の日記のようなものも含めて、出てくるようになるのかというのが、そうであろうとは思われる一方で、裁判所に提出することすらやはり嫌だといって出てこない例もあるのではないかという感じもしています。どうもその辺りがはっきりしない状態のまま、記録の一般公開をかなり大幅に制限する形で議論していくというのは、ちょっと危うい感じがしているところです。メディアの話もしましたが、日本では弁護士さんとか、別の訴訟の当事者となり得るような人や会社などが、自分が関係し得るような事件の記録を見たいとか、私たちなどが研究目的で見たりすることが、大幅に制約されることになったり、いろいろほかにも支障が出てくるのではないかなという気がします。その辺りとバランスを取りながら検討していく必要があるのだろうと思います。

○座長 ありがとうございます。原則非公開だという主張は、どなたもしておられないように思いますし、今までも然るべき理由がある場合に閲覧を制限するという立法をしてきたのだろうと思います。そのほかいかがでしょうか。

先ほどの委員のご発言の後半の話を、もう一度お願いできますか。

○委員 この論点は今日の検討からは外れるのですが、秘密保護などの理由で閲覧制限が掛けられているときに、その秘密性が失われたことを主張して、当事者の側からは別についていいということで、閲覧制限の解除を申し立てていなくても、それと無関係に第三者のほうから、そういった場合がどのくらいあるか分かりませんが、閲覧制限の解除申立てが条文上は無条件にできるという形になっているのは、規定の作り方として第三者の閲覧請求権を保護しすぎなのではないかという認識を持っているということです。今日の話からは外れますが、ついでに多少関連性があるかと思い申し上げました。

○委員 今の委員のお話と少し関わるかとも思いますが、一つの制度像として、原則をきちんと決めて、例外となる場合を、きちんとその特定をして、かつ、そこに利害関係があるのは誰かということも明確にする、さらに、場合によっては申立権を保証して、申立てがあれば、開示すべきか、しないべきかということがきちんと判断されるみたいなことがあるかと思います。情報の実体法というか、当該情報に対して誰がアクセスして然るべきかということ、きちんと考えまたその通りに実際にも扱うという意味で、そういう制度設計が1つの理想像になっているのではないかなと思います。

他方で、それは提出させられる側の一次的な判断としては、提出した後、本当に守ってもらえるかなどというのが、後の手続というか、裁判でどう判断されるかというところに係ってくることを意味する面があるかと思います。そうしますと、そういうふうに基準を立て基準に則した判断がされる手続を整備するという視点は確かに重要なのですが、本当に今まで出し渋られるてきたようなものを出てきやすいようにするというのを考えたと

きに、そういう保護の仕方の実効性があるのかというのは、ちょっと考えものだなというところがあります。提出・開示する瞬間から公開されないとか、もしくは開示してもこの範囲にしか伝わらないということが、出す時点で明確になっていれば、そこまでいけば一定の提出・開示の判断をする側にとってかなり実効性があるかなと思いますが、そのことと情報に対するアクセス権の実体法を詰めていく、あるいは手続法を詰めていくという思考が、あまりうまくかみ合わない面があることを示すような1例が、委員のお話の中にあったのではないかなという気がします。それを両立させていくということが本当にうまくいくのかなというのは、頭を振り絞れという話なのだと思いますが、なかなかハードルが高そうだという印象を改めて持って伺っていました。

○座長 ありがとうございます。手続の組み方も関係するということですよ。

○委員 今の委員のお話ですが、犯罪被害者の住所、氏名の秘匿制度創設のときにも、弁護士会内で同様の議論がありました。結局、後で可否が判断されるわけなので、秘匿決定を出してくれると信じ、この制度を利用して提訴したのに、決定が出ない、あるいは取り消されてしまったという事態になったときには、裁判所から確実に相手方当事者にその情報が知られてしまうことになる。この判断が非常に難しいことを考えると、やっぱり怖くて出せないのではないかと、という意見は、弁護士会内部でも確かにありました。今、お話を伺って、それと同じなのだろうなと思いました。会社の営業秘密なども、自分たちが考える重大性と、裁判所が後で考える重大性とが合致しているかどうかは分かりませから。制度として作らなくてはいけないということになると、本当に難しいご指摘だなと思いました。

○委員 委員は、当事者が自分のほうの秘密を出すときの出しにくさの話をされたと思います。相手方に対して、あるいは第三者に対して出して欲しいといったとき、相手方や第三者が出し渋るというのは、法律上はそれは単に出し渋っているだけで、実体上、出さなくてはならないように決まっているところです。日弁連の意見としては除外事由に当たるかどうか分からないようなものが出やすくするというのは眼目の一つなのですけれども、さは然りながら、実体法上の要件上決まっていることについての出し渋りということ、ここで取り上げるのが適切な話なのかどうか分からない気がしてきました。

○座長 ありがとうございます。情報などが出しやすくなるということに、多分いろいろな意味があって、今おっしゃったような、本当は出さなくてはならないけれども出し渋るかどうかなという話と、制度として、より強い制度を組み立てやすくなるという話と両方あるのだろうと思いますが、そのほかいかがでしょうか。

○委員 今の話で、矛盾している部分もあるのですが、裁判所が利益衡量の判断に困ったときには、秘密保持命令を用いるということで、開示の判断を出しやすくなるということはあるのかもしれないと思います。

○座長 そういう局面もあるだろうと。そのほかいかがでしょうか。既に第2の話も出てきています。もともと資料自体が、最初にご説明があったように第1と第2が重なってい

るところがありますので、第1についてはこのぐらいということでもよろしいですか。では、第1についてはこの程度とさせていただきます。

(休憩)

○座長 それでは、再開いたします。続いて、資料24の7ページ以下、第2の「秘密とその保護に関する民事訴訟手続上の規律について」に入ります。それでは、まず第2についての説明をお願いいたします。

○法務省 ご説明いたします。第2の「秘密とその保護に関する民事訴訟手続上の規律について」では、民事訴訟の手続において、秘密として保護されるものとしてどのようなものがあるか、また、それを保護する規律として、どのような方法で保護する規律があるかといったことについて取り上げております。

1の「検討の必要性と視点」は、このパートの中での総論的な位置付けで、秘密の保護に関する規律として裁判所への提出それ自体を拒むことができる仕組みと、裁判所に提出された情報について閲覧等制限などによってアクセスできるものを限定するような仕組みなど、それぞれ違った建付けの仕組みがあることで、それぞれの規律を取り得る場合について、どのような考慮要素でこのような規律が選択されているだろうかということについて記載をしております。

9ページ以下の2では、「他者への開示に支障がある情報の民事訴訟手続における取扱いに関する現行法上の仕組み」として、ここでは各論的に現行の民事訴訟法における秘密の保護について、秘密の類型ごとにそれを保護する仕組みとしてどのような規律がとられているのか等の整理を試みております。

その上で、13ページ以降で3として「検討の方向性」を記載しております。先ほど第1でご議論いただいた所も併せて、この研究会で秘密の保護に関する規律の見直しの必要性等を検討する場合に、どのような論点を検討することが考えられるかについてご議論いただければと思っております。ここに記載している①～④は、例として差し当たり考えられるだろうかという論点を挙げたものですが、これらに限らず、こういった点を検討すべきではないか、あるいはここで挙げている論点の中でも、これはちょっとこの研究会で検討するのはそぐわないのではないかとといったご意見があれば、そこも含めてご意見をいただければと思っております。説明は以上です。

○座長 ありがとうございます。それでは、この第2について、再び、どの点からでも、どなたからでも、ご意見・ご議論をいただければと思います。

○委員 まず①の点ですが、2012年の日弁連提言において、これを正面から記載しているわけではないのですが、原則として何人も訴訟記録の閲覧請求できるという現行法を前提とした提言となっているものと考えております。

○座長 ①で言えば、それ自体を見直すということではないと。

○委員 ではないということです。

○委員 この①は、今、委員もおっしゃったように、先ほど委員のお話も少しありました

が、これを本当に見直すとすると、かなりドラスティックで、そこまでのことを考えるのは、あまりにも話が大きすぎるのではないかと思いますので、①の原則自体は、やはり維持することを前提にしていのではないかと思います。

これは、先ほどの第1のことにも関係しますが、憲法の話なのかどうなのかという問題はあっても、日本の民事訴訟は特に主張のレベルでは実態として法廷での口頭のやりとりがあまり行われていませんので、そういう意味でも、記録自体が見られないと何をやっているのか全然分からないというところもあって、そのような実際上の運用なども含めて考えると、①を見直すというのは話が大きすぎると思っております。

○委員 少し質問よろしいでしょうか。

○座長 はい。

○委員 議論の方向性として、今は例えば文書提出命令の除外事由となっているものは、そもそも裁判所へ提出を拒むことができるとなっているものですが、それをもう少し解体して、提出を拒むことができるものと、拒めないのだけれども、閲覧制限やその他の秘密を保持するためのものを設けるという形で、分けていく方向で議論するのか、それとも今の制度を基礎として任意で出したときに、今は何も保護の制度がない状態なので、その場合でも閲覧制限等を設けていくという方向で議論しているのか、方向性としてどういう感じなのでしょう。

○法務省 ご質問ありがとうございます。今の点については、現時点では、どちらもあり得るのだらうと思っております。ですので、非常に抽象的な書き方をさせていただいて恐縮なのですが、何をどういう場面で誰との関係で秘密にすべきなのか、それをどういう理屈で説明するのかということとの見合いで、いろいろな制度の仕組み方はあるのかとは思っております。

○委員 分かりました。

○座長 ということで、今の段階ではオープンな議論になっているということかと思いますが。

○委員 いずれにしても、この議論を詰めていこうとすると、やはり現在の訴訟記録の閲覧が原則自由だという点を、まさに原則としておくのかどうかによって、議論の仕方は変わってきってしまうと思います。そこで、提案ですが、取りあえず今の現行法の制度については閲覧は自由とされているので、それを前提とした上で議論するということがいいのではないのでしょうか。

○座長 ありがとうございます。今まで、原則をドラスティックに変えろというご意見は出ていないかに思います。いかがでしょうか。少し抽象度が高いので、ご意見も出にくいかもしれませんが。もう少し具体的な話になれば、例えば秘密を保護するといっても、それが本当に実効的に保護できるかという話が出てくるのだらうと思っております。

○委員 ①にこだわらなくても大丈夫ですか。

○座長 はい、大丈夫です。

○委員 では、②についてお話をさせていただきます。日弁連の 2012 年提言の第三の四に関連する記述があり、第三者の秘密に関して、「秘密保護のための閲覧等制限の拡張」という項目で記載をしております。現行の秘密保護のための閲覧等の制限制度は、その申立権者及び秘密保有主体は当事者のみということで、文書提出命令又は文書送付嘱託における文書の所持者は規定されていないという所に鑑みまして、その申立権者等に文書提出命令又は文書送付嘱託における文書の所持者を加えるという提言をしております。②に関しては、これぐらいではありますが、そこについて頭出しをさせていただければと思います。

○座長 ありがとうございます。この資料にも、第三者については、手続上どう扱うかという問題があるという記載もあったかと思いますが、それと関係することが日弁連のご提言の中にも含まれているということかと思いますが。今は②のお話をいただきましたが、③、④でももちろん結構ですので、そのほか、いかがでしょうか。

○委員 誰からもご発言がないのであれば、取りあえず日弁連の立場を説明させていただいてよろしいですか。③ですが、秘密保持を義務付けるための明文の規定ということで、参考資料 3 の第三の所に「秘密保持命令制度の新設」という提言をさせていただいております。詳細な説明は割愛させていただきますが、そのエッセンスとして、第三の一、「提言にかかる秘密保持命令制度の概要」という所だけ読ませていただきます。文書に営業秘密が記載されている場合と、文書に個人の私生活上の重大な秘密であってその提出によって個人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるものが記載されている場合に、利益衡量によって当該文書の提出を命ずべき場合がありうるけれども、そのような場合で裁判所が相当と認めるときには、当事者又は文書の所持者の申立てによって、当該秘密を当該訴訟追行の目的以外で使用し、又は秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはならないことを命ずるという制度で、その新設を提言をしております。

委員から、秘密保持がどのような守られ方をするのかというようなご発言もあったので、その違反の制裁の所だけ触れさせていただきます。その場合、特許法の同様の制度に倣って、懲役刑若しくは罰金刑又はそれらの併科ということを提言をしております。

続けて④も触れさせていただきます。④は、裁判所への提出等を拒むことができる情報ということで、第 1 の所でも少し触れたのですが、立法提言の第一の五と六という所に、文書提出命令の除外事由の新設ということを言っております。実は、その前提として、これは何度も研究会でもご紹介しましたが、自己利用文書の除外事由からの削除を提言をしている上での除外事由の新設ということになります。1 つ目の個人の重大な秘密ということで、先ほど触れさせていただきましたが、自己利用文書の一部でもありますので、それを除外事由から削除することによって、これを新設することで、個人の生活上の重大な秘密で、それが開示されると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合は、そもそも提出を拒めるという建付けにしております。

次の六は、「弁護士等と依頼者間の協議に関する証言拒絶権・除外事由の新設」です。

これは、弁護士については、依頼者との協議・交信に係る証言拒絶権や提出義務除外が既に認められているわけですが、弁護士以外の者、典型的には依頼者自身ですが、それについての定めはないということです。それを新設するというものです。具体的には、弁護士等の法的助言を得ることを目的とした弁護士等と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であって、秘密として保持されているものについて、新たに証言拒絶権として認めるとともに、それを記載した文書の提出義務を除外事由として明記するということを提言しております。差し当たり説明をさせていただきました。

○座長 ありがとうございます。日弁連のご提言について、この資料と関わりがある部分のご説明をいただいたかと思います。

○法務省 1 点、委員にご議論いただきたい点として、現行法上、例えば特許法をはじめとする知財の分野では、秘密保持命令についての規律というものが入っております。民訴法一般には、そのような規律はないわけですが、今後、仮に今の日弁連の提言のような形も含めて、民訴一般の規律として秘密保持命令のような制度を構想するといった場合に、そうすると当然それは当事者間での秘密保持という形になると思いますが、対第三者との関係、広く一般の方々との関係では、やはりそこは秘密保持命令の対象になった文書ないし情報は、閲覧制限をかけないと意味がないという話に多分なるのでしょうから、そういったことにもつながっていくと。そうすると、必然的にとまでは言いませんが、今の現行法の第 92 条の閲覧制限の対象よりも広がり得るものと理解しています。

先ほど来ご議論いただいている原則閲覧可というのは変えないということによろしいかと思いますが、その部分を変容させていくという辺りについて、今日は具体的な部分まで踏み込めておりませんが、現時点での先生方の感触というか、特に理論的な部分について、もしご示唆があれば頂きたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員 すみません、よく分かっていない所もあるのですが、第三者への閲覧制限で閲覧が制限されているものについて、当事者が漏らしてはいけないという制度を作るということもあり得て、これは実は、この間の民訴法改正、IT 化の改正のときにそういう話が出たけれども、そこまで要らないのではないかという話になって立法化されなかった話なのですが、そういう話もあり得るのでしょうか。法務省がおっしゃったのは、もっと広く、そもそも広くなるのではないかというお話だったと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○法務省 ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、令和 4 年の民訴法の改正の際に、法制審の部会でもそのような議論がされたものと承知しています。先ほどの私の質問は、そこにとどまらない話なのかと。特に、自己利用文書うんぬんの所の議論と、自己利用文書に限らないのかもしれないかもしれませんが、文書提出命令の除外事由との関係で、そこを見直すのと表裏の関係で、秘密保持命令の制度のようなものを構想するのであれば、今、現行法の第 92 条で定められている閲覧等制限の対象よりも、そこが広がり得るのではないかという問題意識を持っております。そういったことに伴う問題点というか、それはなかなかハ

ードルが高いというような整理もあるでしょうし、それは最初に第1の所で書かせていただいたような形で、より充実した審理を求めるといった所に資するということであれば、そこまで議論の対象にするというような考え方もあろうかと思いますが、その辺りの感触をお聞かせいただければという趣旨です。

○委員 ありがとうございます。よく分かりました。確かに、秘密保持命令の範囲を第三者の閲覧制限の範囲と一致させなければいけないというのは、実質論としておっしゃっておりだと思います。それを前提にすると、それなりにハードルが高いと。先ほどからの第三者の閲覧に関する原則の話からいくと、高いという感触は持ちましたが、もう少し考えてみたいと思います。

それから、もう1つ違う話になるかもしれませんが、先ほど委員がおっしゃった日弁連のご提言の中の、今日の資料でいくと②に関する所ですが、確かに当事者以外の第三者で、送付嘱託や提出命令などで文書などを出す人に何か権限を与えるというのは、何かあってもいいのではないかという感想をもっています。手続なども含めて真剣に考えなければいけないと思いますが、それは別の話として申し上げておきます。

○委員 日弁連の提言からしますと、自己利用文書を削った後の建て付けは今の第92条と同じ建付けで、そこには齟齬はないと思います。今議論しているのは、別の建付けで何らかのカテゴリーを置くという趣旨のものだと思いますが、そのとき、情報が出てくることにより現在よりも裁判の質が高まる部分について公開か非公開かということであり、原則が確かに公開だとしても、国民のほうからしたときに、そこで増えたものについて、重ねての開示の要求をできるものかと、それはそれで不思議な気がしました。

○座長 閲覧制限される場合が、上乘せ部分があってもいいのではないかというご趣旨ですよね。

○委員 繰り返しですが、現状で閲覧制限等によって秘密として保護されているものを広げていいのではないかという問題意識をここでは議論しようとしているわけですよ。それはあり得る考え方であるとも思うのです。例えば日弁連のほうでご提案されたように、自己利用文書を撤廃するとしたときであっても、それに代わる一定の保護ということはプラスして考えるという前提であったと記憶しているので、そういったもう一段別な秘密保護ルールというのはあり得るのかもしれないと思います。

ただ、もう少し具体的に考えたときに、現行法が保護しているのは、やはり重大な秘密であって、それが第三者に流出することによって、表現は難しいのですが、計り知れないような損害が生じる危険性が高いということが前提になっていたのではないかと思います。ですから、そのような意味での秘密性を緩めるというのは、現行法の考え方とは必ずしも整合しないのであって、考え方の転換を図ることになってくるのではないかと思います。

さらにその関係でいくと、知財関連の法制でみられるように秘密保持を義務付ける規定を置くというのが一考に値すると思います。また、その際に制裁がないと意味がないとい

うのも分かりますが、知財のように刑事罰でというのは民事訴訟一般では行き過ぎかもしれませんが、また制裁の程度はその秘密の種類によって違うのかなと思います。知財の場合には、企業のプライベートな利益以上に国家的な利益ということがあり得るので、だから例えば産業スパイが処罰されるわけですがけれども、そこまでの秘密の重大性が認めがたいものについても、もし保護を広げるのであれば制裁にもやはりグラデーションを付けないといけないのではないかという印象をもちました。適切なリアクションかどうかは分かりませんが、以上です。

○法務省 ありがとうございます。あくまで個人的な見解ということでお聞きいただきたいと思うのですが、今、委員からもご指摘いただいたとおり、第92条の第1項第1号、第2号は、文言上もですし、実際の運用上も、かなり狭く考えられているのかと私自身は思っております。仮に、文書提出命令の除外事由とこれとを並べてみたときに、除外事由のほうをこの限度にまで持つてくるということであれば、非常に明解で分かりやすいかと思うのですが、恐らく、これまでのこの研究会での議論をお聞きしている限り、自己利用文書をどうするかはともかくですが、そこまでドラスティックにこの第92条の第1項第1号、第2号のものだけに限定して文書提出命令の除外事由にするというのは、それはそれでハードルの高い話なのかと私は個人的には思っておりました。

更に言うと、いろいろと知る権利なり何なりという憲法上の要請はもちろんあるわけですが、やはり個人情報というものについての考え方が、近時だいぶ変わってきている部分があると思うのです。訴訟記録になったら、それこそオートマティックに全部何人も閲覧ができますという制度が、果たして今のご時世、いいのかという問題意識も、なくはないのかと思っています。ですので、別に原則非公開とすべきということまで私は申し上げるつもりは全くないのですが、第92条第1項第1号、第2号の範囲をもう少し広げるといった議論は十分あり得るのではないかと考えていたのです。ですので、その辺りの委員の温度感が、いや、さすがにそれは難しいということであれば、今の第92条第1項第1号、第2号の規律を前提に今後の議論を進めていかなければいけないと思いますし、確かに法務省の言うような話も議論するに値するということであれば、それを踏まえた議論を今後させてもらうこともあり得るのではないかと考えているところです。非常に抽象的な話で申し訳ないのですが、その辺りの感触を伺えればという趣旨です。

○委員 ありがとうございます。私の今の発言が消極論と受け止められると、それは多分違うのであって、法務省の問題意識は私も共有できていると思っています。例えば、具体的にいきますと、個人のプライバシーが侵害されそうだとということで訴訟が起きている事案はいくらでもあり得るわけで、そういう場面において、訴訟記録を見られてしまったら、訴訟によって保護されようとしているプライバシーがみんなに分かってしまうというのであれば、何のために訴訟をやっているのか、あるいは仮処分申立てしているのかということになってしまうというのは、起こり得る話だと思うのです。そういったことが現実に関わり得るということを考えますと、秘密というものの範囲をどこまで広げられるかというこ

とは議論に値すると私も思っていますので、念のため申し上げます。

○委員 私も今一つ問題がよくつかめていないところがあるのですが、知財の状況というのは、まさに秘密そのものが本案で、秘密を訴訟の場に持ち込まないことには決着がつけられないというシチュエーションが想定されているのではないかと思います。一般民事訴訟はそういうケースばかりではなく、どちらかといえば、必要な情報をもらおうとすると、その中に秘密が紛れ込んでしまうということが問題だという場合だとすれば、少し、また話が違うのではないかと思います。

その話は訴訟記録概念に再び返ってくるような気がするのですが、例えばミニマムな利用の仕方として、インカメラ手続をするというときに、裁判所だけではなくて一応当事者の意見が入ったほうがいいということで、インカメラに当事者、あるいは弁護士だけ一緒に見ることができるということにして、彼らに秘密保持命令をかけるということになって、これはしかし駄目だということになれば、それは結局提出義務なしという結論になるので、提出されなければ、これは証拠でもないし訴訟記録にもならないということで、あとは秘密を保持したままお墓に持って行ってくれればそれでいいということになると。

他方、あくまで出せということになったときに、出して証拠として必要であるが、まさにその情報が保護される必要があるのではないかとということが問題になる場合もありえて、そういう場合を想定しようとしているのかとも思いますが、そのようなことが民事訴訟一般で頻繁に起こるのかといわれると、あまりないのではないかと。巻き込まれる的にそういう情報が含まれていたとしたら、その部分をそもそも除外するとか墨塗りするというのを、証拠としての提出というか、その前の時点で配慮して、差し障りの少ないものだけが最終的に記録に残るようなやり方も想定され、そうしたやり方で対応できる場合も多いのではないかと思います。

そうだとすると、秘密保持命令を入れたから、当然に閲覧制限される範囲が広がるという話なのかはちょっとわからない気がします。ですから、従来、あるいは民訴の一般的な規律の下では提出させられないようなものを提出させ、それを記録化することが重要だという意味決定が、知財の場合にはしやすいという事情があるのだと思うのですが、これが一般的にもそうになっていくという話なのかというのがよく分からないのです。普通の民事訴訟の訴訟物に関する争いを解決するときに紛れ込んでしまう秘密が問題だという限度では、秘密保持命令みたいなものを入れるという話と、記録になって公開されるものの範囲の対応関係は、そんなに明確ではないのではないかと思います。ですから、質問の形にするとすれば、どういう事案でどういうものを、特に特許法や不正競争防止法の射程の外側で、証拠として記録に残す必要はあるが、それはしかしみんなの目には触れないようにしなければいけないという情報とはどんな情報なのだろうというのが、今一まだちょっとよく分からないということで、何かイメージがあれば共有していただければと思うのですが。

○座長 今日は、かなり抽象度の高い議論をしているので、そういう疑問は当然あるかと

はと思いますが。

○法務省 委員のおっしゃることは、非常にごもつともだと思います。お答えになっているか自信はないのですが、1点、私が過去に経験したことがある事例をご紹介します。その事案は国家賠償請求の事案だったのですが、原告は刑事罰が科されて服役中の受刑者、被告は国で、その刑事事件との関係で諸々の手続上の違法を主張して国家賠償請求をしているというものです。その受刑者は、性犯罪をした方だったのですが、原告側は当時の刑事事件の記録なりを全部出させようとするわけです。そうすると、そこに記載されている事柄というのは、その当事者である国でもないし受刑者の情報でもない、犯罪被害者の方のプライバシーがたくさん含まれている情報というものがあって、しかし、それは、文書提出命令の除外事由との関係では出さざるを得ないけれども、一旦提出してしまったら、これは閲覧等制限の対象にならないものでした。民訴法第92条の第1項第1号、第2号のどちらにも当たらないと考えられました。ニーズとしては、そういったものを保護しなければいけないのではないかというのを個人的には思っているのです。

秘密保持命令の話と逸れてしまいましたが、やはりそういった形で、現行法では対処できないものは一定程度あるのではないかと考えております。まさに、これも委員がおっしゃったように、特許系のものなどは、秘密そのものが訴訟物になったり、争点との関係で重要になっているというのはそのとおりなので分かりやすいのですが、民訴ですと、なかなかそういう形でカテゴライズができないので、カテゴライズできないから諦めるという方法もあるかもしれませんが、できない代わりに広くいろいろな形で柔軟に対応するような制度を作るという方法もあるでしょうし、いろいろなバリエーションがあると思うのです。もし検討するとすれば、先ほど申し上げたように第92条の範囲を少し広げるなりということは考えないといけないのではないかということが私の問題意識としてあるということは、ご紹介いたします。

○委員 今の法務省のお話をお聞きして思ったのですが、第92条第1項第1号、2号の、重大な秘密や営業秘密という事項を広げるというよりも、むしろ秘密の保持主体が当事者というように限定されているのが問題ではないかという見方は、第三者をも含める方向が確かにあるという感じはしました。

それで、今のようなケースですと、先ほど日弁連のご意見の中で、提出する第三者にも申立権を付与することについて、私はなるほどと思ったと申し上げたのですが、そういう申立権の第三者という話と、秘密の保持主体としての第三者というものを視野に入れて両方考えなければいけない、あるいは、秘密の保持主体が第三者で、出す人でも何でもないときに、今の事例ですと、被告である国がそれに代わって何か申立てをするというようなこともあり得るかと思います。被告でもあるし、提出者でもあるのかもしれませんが、そのようなところも視野に入れて検討するのは確かにあると思います。事項を広げることを念頭に置いていたものですから、よく分からなかったのですが、秘密の主体を広げることはあり得ると思ったというのが1つです。

逆に、今度は消極的というか、研究者にあるまじき、官僚的なことを言うかもしれませんが、つい最近の IT 化の令和 4 年改正で、先ほどのように秘密保持命令の話などが見送られたことや、最初に委員がおっしゃった第 133 条の 4 第 1 項で、一般第三者の閲覧権を尊重する方向の立法になったこととの、そういった直近の立法的決断との整合性というのは、一応考えておかなければいけないと思いました。先ほど法務省が、最近の個人情報保護という話もおっしゃいましたが、最近の立法でもそのようなことがあったということは、念頭に置いておかなければいけないと考えました。

○委員 先ほど法務省のお話を聞いて、この第 92 条をどれぐらい広げるのかというのは、証拠開示の範囲をどうするかということと必ずしもリンクしない問題なのだろうと思っております。そのため必ずしもこれらをリンクさせて議論をする必要性はないとは感じたところ です。

また、13 ページの 3 の②にあるような、第三者の秘密について、今は何も手当てがされていない所に手当が必要だという点に、共感いたします。その一方で、普通の記録の中に第三者の個人情報みたいなものが紛れ込んでしまったときに、それも多分 11 ページの下に問題意識が書いてあったと思うのですが、第三者に閲覧制限申立権を認めるのかとか、認める場合にどうやって通知をするのかとか、即時抗告権があるのかなどといった問題があり、記録に記載されている情報が多ければ多いほど手続が煩雑になっていく可能性がある ので、そこを込みで構築していくのか検討していく必要はあると思います。

もう 1 つは、第三者の秘密について所持者が守秘義務を負うときに、守秘義務を負っている側の秘密として保護するという方法もあると思います。そうすると、守秘義務を負う人が第三者の秘密であることを理由に、閲覧制限の申立てをすることが義務付けられているという形で処理をすることもできるかと思いますので、守秘義務を負う主体がいる場合と、そうでない純粋に第三者の秘密が紛れ込んでいる場合とで、一応分けて議論をすることはできると考えています。

ただ、いずれにしても守秘義務を負う場合でも、秘密の主体である第三者のほうに何も手続に関与する機会等なしで制度を作っていくのが適切であるかについては、検討する必要はあると思います。総論としては、第三者の秘密等を保護していくことは賛成なのですが、手続は複雑なものになってくるのではないかと考えています。

○法務省 たびたび失礼します。1 点だけ言い訳させていただきますと、先ほど私がご紹介した例などは、この資料の中に盛り込もうかとも考えていたところですが、なぜ載せなかったかと申しますと、やはり、今のよう な、私が先ほど申し上げたような事例について、秘密保護の重要性ばかりが強調されてしまうと、結局、第 1 の所で整理をさせていただいたような観点、つまり、情報とか証拠とかを出し易くするという観点とは無関係に秘密の保護ばかりが強調されてしまうのは、この研究会の趣旨に添わないのではないかという思いもありまして、余りそういったところは今回取り上げなかったというのが 1 つのこちらの考えです。

ですので、結局、どういう観点から 92 条を見直すかどうかも含めてのご検討だと思いますが、それをするということは、やはり、具体的にどういったものを想定するかにもよりますが、訴訟に出しやすくするということとリンクした議論をしていかなければいけないのではないかという思いがありますので、次回以降、個別に制度を議論するときには、そういった観点、視点を持ちつつやっていきたいと思っています。それにふさわしい事例なども今後弁護士会等からご紹介いただければより議論が深まるのかなと思っています。以上です。

○最高裁判所 今、委員のほうから、②との関係で、1 つの考慮要素、ないしは視点として、手続が煩雑になるのではないかというご発言がありました。

同じことは③の秘密保持命令についても言えるのではないかと考えております。その秘密保持命令を一般の民事訴訟全般について広く導入するとなった場合に、その当事者による証拠提出をより容易化するという方向性自体には異存はありませんが、この秘密保持命令の手続を入れることによって、要件審査、発令、最後の即時抗告という形で手続が重たくなることは予想されますので、その点も考慮した上で、どのような制度にしていくのが適切なのかを検討する必要があるのではないかと考えています。

○座長 ありがとうございます。具体的な手続ということになると、おっしゃるようなところも、委員もおっしゃったように重要になってくるかとは思います。

○委員 前半いなかったもので、また同じことを言うかもしれませんが、今、やっていたポイントで、例えば、第 92 条第 1 項第 1 号の当事者の部分が第三者についてもう少し守られればいいねという、ポイントは私も確かに賛成ですが、その場合に、当事者が出したものの中に第三者の情報が入っていると。例えば、保険会社の中で個人の病状とか病態が入ってしまっているものはどうするのかとかというのは、前にヒアリングで出ていたかと思えます。そういうものが仮にあった場合に、当事者が自分であえて申請して、第三者を保護してくれと言うかというのと、あるいは職権を入れたといっても、裁判所がそれを見逃してしまったらどうするのかとか、第三者の秘密みたいなものをどうやってこちらの中で捉えていけばいいのかというポイントはどうするのかというのは、今ひとつよく分かっていないのです。

それが入った上で、当事者から仮に 11 ページの一番下みたいに、意見聴取をするとした場合に、ただプライバシーですと言えればいいみたいな話なのか、あるいは一方当事者から裁判所に対してプライバシーの問題なのでと言えればいいということなのか、いや、駄目です、やはり相手方がちゃんとそれを見た上で、守らなければいけないプライバシーかどうか判断しなければいけないのですという話で、attorney's eyes only みたいな形でもって入れていくという話なのか、その先の手続が煩雑になるよという話は今聞いた範囲ではよく分かるのですが、その手続に入る前にどうやって第三者の紛れ込んでしまった秘密情報というものを裁判所が手に入れて、これは守らなければいけない秘密にするのかという部分が、今ひとつよく分かっていなくて、それは前段でそういう話が出ていたのかどう

か、よく知らないので今あえて質問させていただきました。

○座長 ありがとうございます。前半でそういう話は出ていなかったかに記憶します。ご指摘のような問題は確かにあるのだろーと思います。

○委員 極めて限定的ですが、例えば秘密保持契約などを締結している場合、契約上、第三者に秘密情報を提供したときは、通常、事前若しくは事後に通知するということになっています。そして、そのような秘密保持契約の中で保護の対象となっている秘密もいろいろであり、一般的な企業の契約などを見ますと、本当に広く、提供した情報はみな営業秘密に当たるといったような定義をしている場合も多いので、提供を求められた者は、心配になるとは思いますが、取りあえず提供に応じたとしても、今言ったような形で秘密保持契約の相手方である第三者に対して通知を行うことから、この通知を受けた第三者が黙っていればそれでよしということにできそうなので、営業秘密について秘密保持契約をしているケースでは何とかできるのかなとは思いました。

○委員 先ほど別の委員もおっしゃったと思うのですが、委員がおっしゃったようなことは、例えば、保険会社は病態が書いてあるものを出すときは、守秘義務との関係があるわけです。守秘義務があるときに、その文書を出すのですが、保険会社が守秘義務の履行として、そういう申立てをすとか、そういう方法はあると思いましたが。

○委員 その守秘義務を乗り越えるために、裁判所からの文書提出命令なり何なりが出るというのが重要だという発言がヒアリング先から出ていて、いや、それは、要するに守秘義務を乗り越えるためだけに裁判所からの指示とか命令がいるのですねと言ったら、ヒアリング先から、いや、そういうことではないのですと後から付言されて、やはり、220 条 4 号ニというのは提出拒絶のためにすごい大事な条文なのですよという発言が付いていたりしたので、必ずしもイコールであるというのはよく分からないということです。

それから、営業秘密の場合は通知漏れというのは、個人のプライバシーほど重要かどうか分かりませんが、プライバシーの場合は、それを当事者が通知しなかったという場合は、どうしたらいいのでしょうかというのがよく分からないというポイントが相変わらず残っている疑問というところです。以上です。

○委員 いろいろ難しい問題が含まれているということがだんだん分かってきたように思いますが、一方で、どちらかと言いますと、実は、現在も特に第三者の個人情報やセンシティブな情報というのは訴訟記録にいっぱい含まれていて、見ようと思えばそれは見られるという状況に何となくあるのではないかという気もしてまいりまして、それというのが、閲覧はフリーだけれどもコピーにはやたらと厳しいという建付けによって、物好きしか見にこないという、その前提でいろいろなことが回っていたということに一因があったのかということ、改めて感じました。あまり今回のことに直接には関係ないかもしれませんが、閲覧には優しく謄写には消極的な昭和 23 年の法律というのは、コピーを取ることに非常に手間とおそらくコストがかかっていた時代のもので、逆に、アメリカの訴訟記録の閲覧・謄写の権利に関する議論は、ウォーターゲート事件の辺りで盛んになった面があり、

その頃には技術もかなり進んできていて、コピーも当然の権利であるみたいなことも言いやすくなっていたような節がなくもないように感じることもあります。話を戻しますと、日本においては、コピーはされない、されにくいということが、公開するということに対する緊張を弱め、ルールを曖昧にしてきた側面があるのではないかと。そのことを踏まえると、先ほどの問題提起も、全く新しい問題が民訴に持ち込まれるというより、今すでにある問題が可視化、せいぜい深刻化するという側面が大きいのではないかという感じがしてまいります。そうすると、特に訴訟に流入する情報の範囲を広げるとか、その対応として秘密保持義務を入れるとかということをしようにしますが、何もしなくていいということにはならない問題ではないのではないかという気もしてまいりました。

○法務省 正に令和4年の民訴の改正の際の法制審の部会では、そのようなことが皆さん念頭にあったのではないかと思います。記録が今後IT化されて、デジタル化された記録を閲覧という形でネット上でいつでも当事者は見られると。仮に閲覧・謄写が認められた人たちからすれば、それをダウンロードしていつでも自分のデバイスで見られるようになる。それが今の現行の裁判所に出向いて行って見て、閲覧を認めてもらうというのと全然違うと。そこにどれだけの価値を見い出すかというか、評価をするかによって、秘密の保持だったり閲覧制限についてどうするかというところの悩みがあったというのが、多分、令和4年の改正のときの議論の根底にあったものなのかなと。

そこでは、いろいろな議論はされましたが、多分、法制審での審議の時間とか、いろいろな意味合いも含めて改正はしないと、特別な手当は設けないという形になったという整理だと私は認識していますので、先ほど委員のご指摘もあったように、直近の議論との整合性と言いますか、連続性を考えつつも、やはり、改めて議論をするということはある得るのかなと個人的には思っているところです。

○委員 今のご指摘の中でやはり思うのは、ダウンロードにより簡単に情報を入手できるという点もそうですが、今までのやり方、すなわち、裁判所に出向いて行って、閲覧、謄写をすることにより情報を入手するということも含めて、やはり時代的な違いというのは、入手した情報をまた更にアップロードして、全世界に容易に配信できてしまうというところが最大の問題なのではないかという点です。これが最初のテーマの1つにもあった、時代背景の中で変わってきた点であり、今までの閲覧、特に私は謄写だと思うのですが、それらを見直す必要があるのではないのでしょうか。なぜなら、これまでは情報を入手し中身を知ってしまっても、それをほかの人に公表する方法はなかったのですが、今では、それを誰もが簡単に全世界に発信できるような手段を手に入れてしまったからです。この点は、考えておかなければいけないと思いました。

○委員 公開するということはすごくややこしい問題を惹起するのはそうなのですが、嫌々皆さんが公開しているというわけでもなくて、事件記録、訴訟記録にしても、弁論の公開にしてもそうですが、公開することによるポジティブな価値というのはあるはずで、極端な話ですが、証拠が全部、これは重要なものだけれども、センシティブだから非公開とい

うことになれば、判決文を読んでも、誰も見たことがないものを見て裁判所はそう判断したのであるということしか分からないということになりかねないわけです。何を言いたいかよく分からないがそういう結論になっている、そういうよくわからないものが裁判だというふうになってしまったら、それはそれで、裁判がそれまで持ってきた価値が一定程度損なわれ得るということであるような気もするのです。公開しないと怒られるから公開するという考え方ではなくて、裁判所を含めた、広い意味での司法コミュニティは全体としてどういうことをやっていて、どういう価値を社会に対して提供しているのかということ、そのことを理解してもらう 1 つの基盤が公開にあるということは共有した上で議論していかないと、何か忘れ去られていくようなものがあるのかという気はどうしてもしてしまうのです。

○委員 きめ細かくするということのほかないとは思いつながら、一方で、対社会的権力であったり、対国家であったりする訴訟の中には、判決に事実上の波及的な効果があるような事件があると思います。

特に消費者事件、環境事件、あるいは政策形成訴訟において、いくら当事者が多数であっても、やはり、相対効の判決で一旦区切りが付いてしまうものですから、どうしてもその内容の社会的な波及に向けては、裁判の公開、あるいは訴訟記録の公開が必要になってくるということがあります。そういうことで言いますと、営業秘密であったり、プライバシーであったりというのはまた別の問題としてカテゴライズはできると思うのですが、全体的に見たときに民事訴訟が当事者間での紛争解決を行うと言うこと自体はやむ得ないとしても、やはり、そのなかには波及的な効果が大きい類型があるということは一応念のために申し上げておきたいと思います。

○座長 ありがとうございます。そのほかよろしいですか。何か方向性を得るというステージにはないと思いますので、取りあえず、本日、お伺いできる意見としてはこの辺りでしょうか。

○委員 最後にちょっと。日弁連の立法提言の中で、弁護士と依頼者との交信の秘密について、新たな除外事由の新設ということを申し上げました。それに関連してですが、この部分は米国の弁護士秘匿特権に揃えたものでありまして、関連するものとして、あとワークプロダクト、これをあえて定義付けるとすると、当事者、その他関係者が訴訟の準備のために作成した文書ということになろうかと思います。

その記載は、提言の 11 ページの脚注 21 という所にありまして、そういったことも秘密の保持という議論においては、1 つ議論すべきことなのかなとは思っています。

○座長 ありがとうございます。日弁連のご提言では、今後検討に値すると。

○委員 そうですね。なかなか難しいかもしれません。

○座長 そうですね。ありがとうございました。ほかいかがですか。よろしければこの辺りで。

○委員 参考資料の 6 で、早期開示命令について日弁連で提案をしているところです。そ

して、早期開示命令が出た際には、当事者間で情報をやり取りするというような建付けになっておりますが、情報の秘密の保持ということで秘密保持命令と同様の手続を導入する提案もこの場所で出たと理解しております。それも踏まえながら、今後、議論を進めていただければと思っております。

○委員 最後の委員の話ですが、早期開示命令に基づいて当事者間で交換されたものというのは、これはそのままでは訴訟記録にはならないので、閲覧請求の対象にもならない。そのような領域を作ろうとしていらっしゃるという理解ができるということでしょうか。

○委員 はい。仕組みがうまく作れるかどうかは難しいところはあると思うのですが、早期開示命令とともに秘密保持命令を出すように工夫できないかという問題意識です。閲覧とは異なる問題です。それを敷衍いたしますと、今日のレジュメにも出てまいります、文書送付嘱託あるいは文書提出命令があった場合に届く文書が、裁判所に入るだけでは直ちに訴訟記録にならないというところとリンクする話ですので、引き続き議論をお願いできればと思います。

○座長 今の点は、ご提言に含まれていましたか。

○委員 特には明文では入っていません。

○座長 なるほど。分かりました。

○委員 委員のほうから、協議の結果を早期開示命令に反映させる、つまり条件を付ける、そのような早期開示命令があるのではということが述べられました。その条件の中に秘密保持という条件があるのではないかという、そういう趣旨だと理解しております。

○座長 なるほど。ありがとうございます。よろしければ、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。